

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	高橋
							2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		25年度	根拠	身体障害者福祉法		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成28年5月31日現在数：7,153人（18歳未満含） 肢体不自由：3,646人、視覚障がい：522人、聴覚・言語機能障がい：708人、内部障がい：2,277人						
内容	<p>【身体障害者手帳区分】 ①肢体不自由（1～6級）②視覚障がい（1～6級）③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級）⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）⑦肝臓機能障がい（1～4級）</p> <p>【手帳取得目的】 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障害者の自立と社会参加を促進する、福祉サービスを受けるために必要とされる。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 身体に障害のある方は、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断を受け、障害者福祉課を経由して、都知事に身体障害者手帳の交付申請を行う。診断書の提出を受けた東京都知事は障害程度を審査した結果、該当すると認めるときは申請者に手帳を交付する。障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合などは、上記と同様手続きで再交付（更新）申請をすることができる。</p>						
経過	<p>憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。</p> <p>昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日）</p> <p>昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」が定められる。</p> <p>昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加</p> <p>平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加</p> <p>平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間）</p> <p>平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる。</p> <p>平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加</p> <p>平成26年 4月 医療技術の進歩により、心臓機能障がい（ペースメーカー等を入れた方）、肢体不自由（人工関節等を入れた方）が、手術後の状態が安定した時点での認定に変更された。</p>						
必要性	-						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
①決算額（28年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
②人件費等	4,360	5,081	4,957	4,719	4,088	4,154		
③減価償却費	1,453	1,866	1,936	2,028	1,821	1,945		
【事務分担当量】 (%)	50	60	60	60	56	57		
合計（①+②+③）	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	6,099	0	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	6,099	0	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	交付件数（再交付含む）	852	802	863	929	806	850	900
	年度末手帳所持者数	7,261	7,392	7,664	7,847	7,018	7,001	7,200

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 交付件数	929	806	613	850	850	
	② 年度末手帳所持者	7,847	7,018	7,108	7,200	7,400	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の手帳所持者が全体の6割以上を占めているため、介護保険との連携は今後も必要である。 障害者の定義に難病等が追加され、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば障害福祉サービス等を受給できることとなったが、障害者手帳に該当する状態となったときには、手帳制度について説明するなど医療機関との連携も必要となっている。 組織改正により保健師が保健所に移管となったが、これまで保健師が関わっていた身体並びに精神の手帳を所持している方や、精神障害者手帳を所持されていない精神面での支援が必要な方等への対応を含め、今後も保健所との連携が必要である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 身体障害者福祉法に基づく事務

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保健所との連携について検討していく。	連携について検討した。	組織改正があったため、保健所との連携は継続して行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	並木
							2685
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		42年度	根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。						
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成28年5月31日現在：1,371人（18歳未満含） 1度：58人 2度：282人 3度：337人 4度：694人						
内容	<p>【手帳区分】知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。（1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <p>①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する）</p> <p>②北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。</p> <p>③区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。</p> <p>④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>						
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる						
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
①決算額（28年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
②人件費等	4,360	5,081	4,957	4,719	4,088	3,921		
③減価償却費	1,453	1,866	1,936	2,028	1,821	1,945		
【事務分担量】（%）	50	60	60	60	56	57		
合計（①+②+③）	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	5,866	0	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	5,866	0	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
交付件数	32	45	43	52	45	49	53	
年度末手帳所持者数	952	1,178	1,218	1,299	1,333	1,369	1,400	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①							
②							
③	—						—

問題点・課題 (指標分析)	来年度児童福祉法の改正により特別区にも児童相談所の設置が可能となるが、児童相談所業務の中の愛の手帳の交付については、都・他区との調整など詳細な検討が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実 施状況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	児童相談所の移管にかかる課題について検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
							2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		7年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	5条		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。						
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。平成28年5月末日現在の手帳所持者数：1,799人（うち、1級：113人 2級：860人 3級：826人）※参考：自立支援医療制度利用者3,109人						
内容	<p>【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。</p> <p>【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）が受けられる。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 ①申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 ②東京都へ申請書類を送付し、都は審査後、手帳発行し区へ送付する ③処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す ※申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する</p>						
経過	<p>平成12年4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管</p> <p>平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる</p> <p>平成20年4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付</p> <p>平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）</p> <p>平成22年3月 身体障害者手帳及び愛の手帳と同様の様式に改正</p> <p>平成23年4月 自立支援医療受給者証と精神障害者福祉手帳の有効期間終了日を合わせられる</p> <p>平成28年1月 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始。</p>						
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 經由事務のため、予算措置なし。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		0	0	0	0	0	0
①決算額（28年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	
②人件費等		3,384	2,541	929	333	773	3,463	
③減価償却費		2,905	933	710	135	325	1,536	
【事務分担当量】（%）		100	30	22	4	10	45	
合計（①+②+③）		6,289	3,474	1,639	468	1,098	4,999	0
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		6,289	3,474	1,639	468	1,098	4,999
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	手帳所持者数(3月31日現在)	1,139	1,273	1,371	1,523	1,648	1,783	1,890

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 所持者数の割合（%）	56	60	57	60	64	精神保健福祉手帳の所持者数 ／自立支援医療利用者数
	②						
	③						

問題点・課題 （指標分析）	手帳更新時、病状が改善して等級が下がった時の本人の認識が無く、等級に変更がある場合の手帳交付時の説明に苦慮している。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事務

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	期限切れ後、3ヵ月間は更新手続きが可能であるので来庁した場合は注意したい	期限切れの申請時、3ヵ月間の猶予で更新可能であることを徹底し対応できた。	手帳更新時、自立支援医療（精神通院）を所持している場合は精神手帳の有効期限に合わせるができることを助言する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況 議 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	自立支援医療（精神通院）制度等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							2688
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 28年度 <input type="radio"/> 27年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 40年度		根拠法令等	障害者総合支援法第52条、第53条			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	自立支援医療制度（精神通院）は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、入院医療費を軽減し、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。						
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神医療：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者（食事療養費のみ自己負担、承認期間1年）						
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ ① 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 ② 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 ③ 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 ④ 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は国保受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通院する。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。						
経過	平成12年4月 通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く） 平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。 平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。 平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。 平成24年4月 荒川区住民税課税・非課税者に対して、住民税証明書の替りに職権確認による受付開始 平成25年4月 根拠法令改正（障害者自立支援法一略称・障害者総合支援法） 平成28年1月 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始。						
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 經由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 平成27年度交付金 1件239円 × 263件 = 62,857円						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		0	0	0	0	0	0	
①決算額（28年度は見込み）		0	0	0	0	0	0		
②人件費等		5,958	2,541	3,191	2,994	3,863	5,772		
③減価償却費		4,968	933	1,420	1,217	1,626	2,560		
【事務分担量】（%）		171	30	44	36	50	75		
合計（①+②+③）		10,926	3,474	4,611	4,211	5,489	8,332	0	
特定財源	国								
	都	精神病等医療費助成事務費補助金	38	50	56	64	54	62	54
	その他								
一般財源		10,888	3,424	4,555	4,147	5,435	8,270	-54	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	自立支援医療申請受理件数	3,217	4,030	4,069	4,354	4,581	4,714	4,800	
	自立支援医療受給者数	2,238	2,449	2,676	2,690	3,004	3,109	3,200	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 受理件数（新規・再開・更新・変更届）	4,354	4,581	4,714	4,800	4,900	－
	② 受給者数（年度末現在）	2,690	3,004	3,109	3,200	3,400	－
	③ ー						－

（問題点・課題分析）	通院先等変更については、申請日から有効であることを徹底する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 経由事務（法定事務）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住民税が変更になった場合、上限額が減額になる場合があるので確認し申請者の負担・軽減をはかる。	自己負担上限額が減額になるかの確認につとめた。	新様式に係るマイナンバー記載については、慎重に対応する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨） 会 質 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-05	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
							2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	規則			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。						
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成28年3月末日現在 認定者数2,147名						
内容	国指定：306疾病、都指定：8疾病 合計：314疾病 [助成内容] 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担（2割）のうち、保険加入者の住民税所得割額に応じた自己負担上限額を差し引いた金額を助成する。 自己負担上限額…（生活保護）0円～上位所得（住民税25.1万円以上）30,000円 ※国指定疾病のみ生活保護対象 [申請手続き] 1 申請受付 ①申請書類等を受理し、東京都へ進達する。②区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接医療受給者証又は都医療券が送付される。③年1回更新手続きする。 2 申請者は、医療受給者証又は都医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業						
経過	平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。 平成21年12月 国11疾病追加（都4疾病を包含） 平成23年12月 C型肝炎のテラプレビル3剤併用療法開始 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となり、障害福祉サービス等の対象が、難治性疾患克服研究事業の130疾病まで拡大。 平成26年 C型肝炎のインターフェロンフリー（飲み薬）とパニプレビル3剤併用療法助成開始 平成26年5月 難病法・改正児童福祉法が成立 平成27年1月 難病法・改正児童福祉法（平成27年1月1日施行） 1月から国疾病指定が110疾病となり、7月より国疾病指定が306疾病として医療費助成開始						
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 経由事務のため予算措置無し。東京都から受理事務手数料あり 平成27年度都交付金（1件239円×1,464件）+（1件718円×1,663件）=1,543,930円						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	0	0	0	0	0	0		
①決算額（28年度は見込み）	0	0	0	0	0	0		
②人件費等	5,424	3,388	10,435	8,733	12,508	7,463		
③減価償却費	2,992	1,244	4,163	3,549	5,364	3,413		
【事務分担当量】（%）	103	40	129	105	165	100		
合計（①+②+③）	8,416	4,632	14,598	12,282	17,872	10,876	0	
特定財源	国							
	都	657	564	632	639	1,607	1,607	
	特殊疾病等事務費補助金（難病手数料）							
一般財源	7,759	4,068	13,966	11,643	16,265	9,333	-1,607	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	難病認定者（人数）	1,785	1,852	1,913	2,022	2,243	2,147	2,250
	申請（件数）	2,088	2,083	2,086	2,210	2,508	2,754	2,800

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 難病認定者（人数）	2,022	2,243	2,147	2,250	2,500	—
	② 申請（件数）	2,210	2,508	2,754	2,800	2,700	—
	③ —						—

問題点・課題 （指標分析）	<p>都単独疾病から、次回更新時から国の指定難病の制度へ疾病の一部が切り替えとなるため、更新時注意していく必要がある。 また、国指定難病の今後追加される疾病を注視していく。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の実 施状況 經由事務</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一斉更新から個別の更新となったため、混乱が起きないように対応する	個別の更新時、疾病の種類により件数が集中したが大きな混乱はなかった。	今後、申請書類に個人番号（マイナンバー）の記載が予定されているので、必要性について理解をいただくようにする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	対象疾病が拡大されたため、円滑な事務運営に努める。

況議 （要旨） 問 状	<p>26年2月本会議 「指定難病拡大とともに医療費が有料化された方への区の助成について」（共産：安部区議）</p>
----------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	飯田
							2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 39年度		根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。						
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者（介護運転の場合は第1種）						
内容	【都営交通無料乗車券】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。（第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額）有効期間は3年。※精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 窓口：障害者福祉課 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。						
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日 更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生日末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日 一斉更新において、有効期限の誕生日末への移行が完了となる。						
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	0	0	0	0	0	0
①決算額（28年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	
②人件費等		872	847	1,652	1,248	1,159	1,154	
③減価償却費		291	311	645	507	488	512	
【事務分担当量】（%）		10	10	20	15	15	15	
合計（①+②+③）		1,163	1,158	2,297	1,755	1,647	1,666	
特定財源	国							
	都	都営交通無料乗車券発行事務手数料	98	85	122	86	81	85
	その他							
一般財源		1,065	1,073	2,175	1,669	1,566	1,581	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	無料乗車券交付件数	1,832	1,612	2,347	1,622	1,537	1,593	1,650
	有料道路割引取扱件数	433	516	508	531	497	478	570

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 無料乗車券交付数	1,622	1,537	1,593	1,600	1,650	－
	② 有料道路割引取扱件数	531	497	478	520	570	－
	③ 民営バス運賃割引証交付数	40	43	39	45	47	－

（問題点・課題 指標分析）	－
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 東京都の経由事務
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	－	－	－
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害福祉サービス等相談支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	金木
							2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-05	障害福祉サービス等相談支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	障害者総合支援法、児童福祉法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	【計画相談支援】障害福祉サービス等利用申請時の「サービス等利用計画」の作成、利用決定後の連絡調整及びモニタリングに対し計画相談支援給付費を支給し、円滑なサービス利用を支援する。 【地域相談支援】施設入所者・入院者等の退所退院支援（地域移行支援）、移行者や単身障がい者との常時連絡体制確保（地域定着支援）に対し地域相談支援給付費を支給し、地域での生活を支援する。						
対象者等	【計画相談支援】障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する全ての障がい者（児） 【地域相談支援】地域移行支援 施設や精神科病院を退所・退院し地域生活を希望する障がい者 地域定着支援 地域移行者や単身者等、常時の連絡体制を必要とする障がい者						
内容	【計画相談支援】福祉サービスの利用を希望する障がい者（セルフプラン希望者を除く）は、指定特定・指定障害児相談支援事業所で、生活環境やサービスの利用意向等を勘案して利用するサービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成をうけ、区にサービス利用の申請を行う。 ○サービス利用支援・障害児支援利用援助／新規・変更申請時、モニタリングの結果による計画変更時 ○継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助／モニタリングの結果、計画に変更がない場合 ※モニタリング…計画が利用者の現状に合っているかを定期的に確認するもの。 【地域相談支援】下記の支援を通じ、障がい者が施設や病院でなく地域で暮らせるよう支援する。 ○地域移行支援／施設入所者・精神科入院者が退院・退所し、地域での生活に移行するための相談や住居探しの手助け等の支援を行う。 ○地域定着支援／地域移行者や単身者等、障がい特性による緊急事態に備え常時の連絡体制を必要とする障がい者について、24時間連絡体制を確保し、緊急時の支援を行う。						
経過	平成24年 4月 障害者自立支援法改正（事業実施の経過措置は平成26年度末まで） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 地域生活支援センターアゼリアで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成26年 4月 アクロスあらかわで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成27年 3月 障害者福祉課で特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額					7,595	19,554	34,248
①決算額（28年度は見込み）					148	1,232	31,976	53,879
②人件費等				496	1,537	1,693	10,005	
③減価償却費				194	845	813	4,437	
【事務分担量】（%）				6	25	25	130	
合計（①+②+③）		0	0	690	2,530	3,738	46,418	53,879
特定財源	国				74	256	9,899	26,939
	都				37	128	4,949	13,469
	その他	0	0	0				
	一般財源	0	0	690	2,419	3,354	31,570	13,471
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	サービス利用支援等件数				9	72	1,664	2,992
	地域移行支援件数					2	8	6
	地域定着支援件数						54	112

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	計画相談支援給付費	1,232	扶助費	計画相談支援給付費	31,976	扶助費	計画相談支援給付費	53,879

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① サービス利用支援等件数	9	72	1,664	2,992	2,992	—
	② 地域移行支援件数		2	8	6	36	—
	③ 地域定着支援件数			54	112	96	—

問題点・課題 (指標分析)	[計画相談支援] 27年度に2事業所が開設され、区内事業所数が6事業所となった。事業者連絡会を行い、新規・更新決定者の計画作成を進めてきたが、自立支援給付受給者の3月末現在の作成率は63%（身体・知的53%、精神92%）であり、特に身体・知的の受給者について、引き続き計画相談への移行を進めていく必要がある。また、障害児相談支援（身体・知的）を行う事業所は4事業所で、作成率は50.2%であり、平成28年4月より1事業所が開設したが、全件対応は困難な為、今後も事業所を増やす必要がある。[地域相談支援] 区内に1事業所が開設され約1年が経過し、地域定着支援を中心として徐々に利用者が出てきている。今後も対象者を見極めながら、可能な限り地域での生活を実現していく必要がある。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者連絡会等、区内事業所との連携体制を整備し、従事者のレベルアップ及び更なる新規事業所の開設につなげていく。	職員研修及び事業者連絡会を実施。障害児通所支援事業所に対し、障害時相談支援事業所の需要・指定要件等について説明。	事業者連絡会の継続的な開催及び区内事業所との連携により、課題の共有を図り、計画作成率の向上を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、重要な事業である。

況 議 会 要 旨 問 状	27年6月本会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」（自民・茂木区議）
---------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-39	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	菅谷
							2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		20年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。						
対象者等	次の①～③の保護者（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる）①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方						
内容	<p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円/月</p> <p>※年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 ・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 <p>平成19年2月末に扶養年金制度が廃止となり、既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払い、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p>						
経過	<p>昭和44年 4月 東京都心身障害者扶養年金制度発足</p> <p>平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）</p> <p>平成19年 2月末 扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）</p> <p>平成19年 5月 区として説明会を実施</p> <p>平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足</p>						
必要性	都制度の実施						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 都の經由事務						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	0	0	0	0	0	0		
①決算額（28年度は見込み）	0	0	0	0	0	0		
②人件費等	174	593	661	665	386	385		
③減価償却費	58	218	258	270	163	171		
【事務分担当量】（%）	2	7	8	8	5	5		
合計（①+②+③）	232	811	919	935	549	556	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	232	811	919	935	549	556	0	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
扶養共済総受給者数（人数）	6	8	9	11	30	41	50	
扶養共済区加入者数（人数）	11	10	10	10	11	12	13	
扶養共済区受給者数（人数）	0	0	0	0	0	0	0	
扶養年金区受給者数（人数）	147	144	143	140	137	132	132	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 扶養共済区加入者数（人数）	10	11	12	13	13	—
	② 扶養共済区受給者数（人数）	0	0	0	0	0	—
	③						

（問題点・課題 指標分析）	窓口等で制度の周知を図っていく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も継続して事業の周知をし、速やかに都への進達事務を行う。	窓口での制度の情報提供や必要者類を速やかに都に進達した。	引き続き、制度の周知に努めるとともに、事務に関しても遅滞なく行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況 （要旨） 議会 質問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-41	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	皆川
							2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-11-01	自立支援医療（更生医療）支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 24年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。						
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）						
内容	<p>【主な治療内容】心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法等</p> <p>【医療費給付内容】</p> <p>①指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度として給付 ②入院の場合の食事療養費 ③移送費、施術費、治療材料費等</p> <p>【医療費の審査及び支払】社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託</p> <p>【事務処理】</p> <p>利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部の障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払う。</p>						
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p> <p>平成25年4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）となる。</p>						
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業である。						
実施方法	<p>（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【決定】直営</p> <p>【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		490,133	669,664	533,109	560,550	540,559	558,474	543,413
①決算額（28年度は見込み）		490,133	527,247	514,111	510,711	516,062	551,363	543,413	
②人件費等		1,482	1,524	1,239	1,663	1,545	1,385		
③減価償却費		494	560	484	676	650	614		
【事務分担当量】（%）		17	18	15	20	20	18		
合計（①+②+③）		492,109	529,331	515,834	513,050	518,257	553,362	543,413	
特定財源	国	障害者自立支援医療国庫負担金	236,720	269,295	262,517	249,954	259,707	267,616	271,706
	都	障害者自立支援医療都負担金	118,360	134,647	131,259	124,977	129,853	133,808	135,853
	その他								
	一般財源		137,029	125,389	122,058	138,119	128,697	151,938	135,854
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	入院（レセプト件数）	216	268	282	241	254	222	254	
	通院（レセプト件数）	1,612	1,781	1,805	1,931	2,106	2,204	2,305	
	訪問看護（レセプト件数）	—	—	2	4	0	1	2	
	入院利用者数（給付決定件数）	55	25	33	27	25	17	25	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	516,062	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	551,363	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	543,413

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入院（レセプト件数）	241	254	222	254	245	
	② 通院件数（レセプト件数）	1,931	2,106	2,204	2,305	2,105	
	③ 訪問看護（レセプト件数）	4	0	1	2	2	

（問題点・課題 指標分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-42	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	心身障害者医療助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	大谷
							2685
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-11-02	心身障害者医療助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 49年度		根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、心身障害者医療費助成要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	東京都の心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。						
対象者等	【障がい要件】①知的障がい者1～2度②身体障がい者1～3級※3級は内部障がいのみ 【所得制限】年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わることにより38万円加算 【年齢制限】新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満※65歳以前に受給者証を有していた者は対象						
内容	【医療券発行】 ○医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ○現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 ○受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） ※入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 ○助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 【更新】 ○所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） ○保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬） ○受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）						
経過	昭和49年 7月 心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下 昭和59年 9月 障がい程度に内部障がい3級を追加 10月 社会保険被保険者を対象化 平成 6～14年 健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等） 平成18年 4月 障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管						
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		329	279	254	254	257	254
①決算額（28年度は見込み）		187	269	241	230	246	247	254
②人件費等		6,453	4,658	5,492	4,990	2,704	770	
③減価償却費		2,150	1,711	2,904	2,028	1,138	341	
【事務分担当量】（%）		74	55	90	60	35	10	
合計（①+②+③）		8,790	6,638	8,637	7,248	4,088	1,358	254
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		8,790	6,638	8,637	7,248	4,088	1,358	254
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	医療費助成対象者（人数）	1,871	1,812	1,804	1,786	1,765	1,748	1,755
	支給件数（延べ数）	1,521	1,389	1,535	1,561	1,943	1,750	1,751
	都外医療機関助成金額（円）	10,749,368	10,041,782	11,458,918	11,090,831	13,997,804	11,987,785	13,000,000

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品、窓あき封筒等	23	需用費	消耗品、窓あき封筒等	24	需用費	消耗品、窓あき封筒等	27
役務費	受給者証等郵送料	208	役務費	受給者証等郵送料	209	役務費	受給者証等郵送料	209
委託料	封入作業委託料	15	委託料	封入作業委託料	15	委託料	封入作業委託料	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 医療費助成対象者数	1,786	1,765	1,748	1,755	1,785	各年度末の受給者証交付人数
	② 医療費助成支給件数	1,561	1,943	1,750	1,751	1,680	都外医療機関医療費助成件数
	③ 医療費助成支給人数	526	645	590	587	575	都外医療機関医療費助成人数

（問題点・課題 指標分析）	サービスの対象者に対して、より徹底した周知をしていく必要がある。						
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						
他区の実 施状況							

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新規手帳取得者、転入者、義務教育就学児医療費助成からの切り替えのうち対象者については、サービス概要を周知する。	利用者の申請漏れがないよう、説明及び申請を行った。	今後もサービス概要の周知を徹底する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-43	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事																					
事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	岩崎 内線 2691																					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-12-01	障害者団体補助																										
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業																						
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																								
終期設定	○有 ●無		法令等																									
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画																						
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市																										
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																										
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援																										
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																											
対象者等	対象団体等は要綱に規定されている次の8団体（27年度）。荒川区身体障害者更生会、荒川区手をつなぐ親の会、荒川区身障児父母の会、荒川のぞみの会、荒川区聴覚障害者協会、荒川区視力障害者福祉協会、荒川腎友会、荒川区心身障害児者福祉連合会																											
内容	<p>【補助金算定基準】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">団体会員数</td> <td style="width: 30%;">補助金額</td> <td style="width: 40%;">対 象 団 体</td> </tr> <tr> <td>30～50人</td> <td>6万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51～100人</td> <td>12万円</td> <td>→更生会(54名) 父母の会(52) のぞみの会(55) 聴覚(52) 視力(52) 腎友会(54)</td> </tr> <tr> <td>101～200人</td> <td>15万円</td> <td>→手をつなぐ親の会(153名)</td> </tr> <tr> <td>201～300人</td> <td>18万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>301～400人</td> <td>21万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>401人以上</td> <td>24万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※福祉連合会補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。（実績：13～27年度各年度10万円） 【対象経費】会議費、研修費、連絡通信費、交通費、消耗品費、印刷製本費等、障害者団体を運営していくうえで必要な経費</p>							団体会員数	補助金額	対 象 団 体	30～50人	6万円		51～100人	12万円	→更生会(54名) 父母の会(52) のぞみの会(55) 聴覚(52) 視力(52) 腎友会(54)	101～200人	15万円	→手をつなぐ親の会(153名)	201～300人	18万円		301～400人	21万円		401人以上	24万円	
団体会員数	補助金額	対 象 団 体																										
30～50人	6万円																											
51～100人	12万円	→更生会(54名) 父母の会(52) のぞみの会(55) 聴覚(52) 視力(52) 腎友会(54)																										
101～200人	15万円	→手をつなぐ親の会(153名)																										
201～300人	18万円																											
301～400人	21万円																											
401人以上	24万円																											
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成 2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																											
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																											
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員)																											

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,000	1,000	1,000	970	970	970
①決算額（28年度は見込み）		1,000	1,000	970	970	970	970	970
②人件費等		419	191	549	723	682	304	
③減価償却費		436	218	323	845	488	341	
【事務分担量】（%）		15	7	10	25	15	10	
合計（①+②+③）		1,855	1,409	1,842	2,538	2,140	1,615	970
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	1,855	1,409	1,842	2,538	2,140	1,615	970
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	7
	会員数	623	623	502	528	467	472	426

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	団体補助	970	負担金補助等	団体補助	970	負担金補助等	団体補助	970

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	補助団体数	8	8	8	7	8	補助基準を満たしている団体数
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 未実施：江東区、渋谷区（連合会のみ実施）、江戸川

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	会員名簿のチェック、活動内容のヒアリングの徹底	会員名簿のチェック、活動内容のヒアリングの徹底	引き続き徹底
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-44	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	岩崎
				内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-12-02	障害者運動会補助					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		56年度	根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	【補助対象事業】荒川区心身障害児者福祉連合会が開催する荒川区障害者運動会						
内容	【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館（雨天時） 【参加者】 区内障がい者（児）、家族及び関係者 27年度参加者680名 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会 ※民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施 【補助対象経費】 荒川区障害者運動会に要する経費とし、補助金の交付額は区の予算額を上限とする。27年度補助金 52万円						
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円） 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定						
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		520	520	520	520	520	520
①決算額（28年度は見込み）		520	520	520	520	520	520	520
②人件費等		419	273	271	723	887	913	
③減価償却費		436	311	323	845	975	1,024	
【事務分担量】（%）		15	10	10	25	30	30	
合計（①+②+③）		1,375	1,104	1,114	2,088	2,382	2,457	520
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,375	1,104	1,114	2,088	2,382	2,457	520
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	参加人数	750	759	715	635	671	680	700

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加人数	635	671	680	700	680	—
	② —						—
	③ —						—

（問題点・課題分析）	実施会場が固定化される傾向にあるため、他会場での開催を検討する必要がある。しかし、他会場では障害者用設備（トイレ等）が不十分といった問題があり、会場の確保が困難である。
	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	実施会場の検討
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-47	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉事業事務費（障害者相談員）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	渡部
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-14-01	福祉事業事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 43年度		根拠	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。						
対象者等	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名						
内容	【相談員】 区長が選任した相談員に2年間業務を委託する 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。						
経過	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例） 平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管						
必要性	-						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区長選任の相談員に2年間委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	21,323	22,558	23,003	31,370	30,679	30,618	29,253	
①決算額（28年度は見込み）	20,608	21,935	22,390	30,314	29,200	27,962	29,253	
②人件費等	610	847	165	166	773	1,539		
③減価償却費	203	311	65	68	325	683		
【事務分担当量】（%）	7	10	2	2	10	20		
合計（①+②+③）	21,421	23,093	22,620	30,548	30,298	30,184	29,253	
特定財源	国							
	都	福祉のまちづくり推進事務費委託金	948	908	163	100	105	900
	その他							
一般財源	20,473	22,185	22,457	30,448	30,193	29,284	29,153	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	身体相談（件数）	295	329	342	234	236	258	235
	知的相談（件数）	250	259	263	116	79	66	98

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	相談員活動費	654	報酬	相談員活動費	16,878	報酬	相談員活動費	17,037
需用費	相談員研修用消耗品	33	共済費	社会保険料	2,434	共済費	社会保険料	2,451
	その他事務費	28,513	賃金	賃金	1,582	賃金	賃金	1,726
			報償費	講師謝礼等	721	報償費	講師謝礼等	1,321
			旅費	旅費	1,253	旅費	旅費	1,390
			需用費	食糧費・消耗品費等	808	需用費	食糧費・消耗品費等	883
			役務費	電話料等	1,107	役務費	電話料等	1,046

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	①-						-
	②-						-
	③-						-

（問題点・課題 指標分析）	平成27年度の相談件数は、平成26年度と同等であった。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今年度は相談員の任期満了となるので、候補を選定し委託の打診を行う。	委託の更新に関わる手続きを適切に行った。	相談員と連携しながら、円滑に事業を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要旨） 会質 問状	27年9月本会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」（自民・茂木区議）
------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-48	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害支援区分認定事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	細谷
				内線	2689		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-14-02	障害支援区分認定事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害支援区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。						
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者						
内容	<p>[障がい認定の流れ] 介護給付の申請→認定調査→一次判定→審査会（二次判定）→障害支援区分の認定 訓練等給付の申請→認定調査のみ</p> <p>※障害支援区分……介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6、非該当：区分6が高い）</p> <p>[審査会開催回数] 3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回（予定）</p> <p>[審査会委員構成] 任期2年 医師会医師6名、大学教授・准教授3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名</p>						
経過	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始 平成25年4月 障害者自立支援法改正 障害者総合支援法になり、難病患者が対象となる 平成26年4月 障害程度区分から障害支援区分へ移行 平成27年1月 障害者総合支援法の対象難病数が130から151に拡大 平成27年7月 障害者総合支援法の対象難病数が151から332に拡大						
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		13,724	15,246	15,041	15,268	15,689	15,853	15,589
①決算額（28年度は見込み）		11,150	12,954	13,967	13,628	13,611	14,332	15,589	
②人件費等		9,156	15,668	15,696	16,218	15,064	15,007		
③減価償却費		3,050	5,754	6,131	6,591	6,339	6,655		
【事務分担当量】（%）		105	185	190	195	195	195		
合計（①+②+③）		23,356	34,376	35,794	36,437	35,014	35,994	15,589	
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	2,378	2,033	5,303	3,694	3,499	3,522	4,018
	都	障害者地域生活支援事業補助金				1,846	1,749	1,761	2,009
	その他								
	一般財源		20,978	32,343	30,491	30,897	29,766	30,711	9,562
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	審査会開催回数（回）	31	33	32	34	32	34	36	
	障害支援区分認定件数（人）	215	293	444	268	301	389	320	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,217	報酬	会委員・非常勤報酬	10,525	報酬	会委員・非常勤報酬	11,448
共済費	社会保険料（非常勤）	1,059	共済費	社会保険料（非常勤）	1,122	共済費	社会保険料（非常勤）	1,137
旅費	調査旅費等	539	旅費	調査旅費等	606	旅費	調査旅費等	827
需用費	消耗品費等	95	需用費	消耗品費等	64	需用費	消耗品費等	107
役務費	意見書作成手数料等	1,701	役務費	意見書作成手数料等	2,014	役務費	意見書作成手数料等	2,070

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 申請件数（人）	383	440	500	485	485	—
	② 障害支援区分認定件数（人）	268	301	389	320	320	—
	③ —						—

問題点・課題 （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月から障害福祉者総合支援法の対象難病数が大幅に拡大された。平成28年度も引き続き難病を抱える対象者の調査に係るノウハウを蓄積していく必要がある。 組織改編により精神障がい者のケースワークを行っていた保健師が障害者福祉課から健康推進課に異動したため、情報共有などの連携方法を確立していく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新制度への理解を深め、3年周期の更新件数の増加にも対応できるようにする。	平成26年度と比べ、申請数が60件増加したが、効率的な調査により対応した。	申請数の増加や、急な調査依頼にも対応できるよう、同一の認定調査員の配置を継続する。
②	申請件数の増加にも対応ができるよう、同一の認定調査員を継続配置する。	同一認定調査員の継続配置により、申請増への対応を行った。	平成28年度に審査会委員の任期が切れるため、新たな委員の選任をする。
③	引き続き3部会構成で審査会を運営していく。新任の委員に対しては適正な情報提供、研修を実施していく。	新任の委員には都の研修を受講してもらうなどして、円滑に審査会を運営した。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況 議 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-49	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	岩崎
				内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-14-03	聴覚障害者相談事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		54年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談支援事業実施要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	聴覚障がい者等の相談窓口を設置することにより、聴覚障がい者等の自立と社会生活の健全化を促進し、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内に住所を有する身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者等						
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課に手話通訳者を配置することにより、相談窓口を設置する。 相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間） 平成27年度実績95件</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談については、公益社団東京聴覚障害者総合支援機構が運営する東京聴覚障害者自立支援センターの相談支援事業（同行支援も可）を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。 平成27年度実績1件（2時間）</p>						
経過	昭和56年 4月	相談日増 月1回→月2回					
	平成10年 4月	用語改定					
		手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者）					
		手話通訳者の委嘱（任期1年）					
		手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）					
	平成13年 4月	手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間）					
	平成15年 4月	手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載）					
	平成18年 6月	手話通訳者曜日変更第2・4火曜日					
	平成21年 4月	手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始					
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 専門相談は公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構に委託して実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		345	281	320	289	309	249
①決算額（28年度は見込み）		306	259	230	248	309	226	258
②人件費等		558	545	271	579	444	304	
③減価償却費		581	622	323	676	488	341	
【事務分担当量】（%）		20	20	10	20	15	10	
合計（①+②+③）		1,445	1,426	824	1,503	1,241	871	258
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		1,445	1,426	824	1,503	1,241	871
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	窓口相談（件数）	108	153	90	99	114	95	105
	専門相談（時間数）	18	8	0	14	20	2	7

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	手話通訳謝礼	216	報償費	手話通訳謝礼	216	報償費	手話通訳謝礼	225
委託料	専門相談	93	委託料	専門相談	10	委託料	専門相談	33

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 窓口相談（件数）	99	114	95	105	120	—
	② 専門相談（時間数）	14	20	2	7	7	
	③ —						—

（問題点・課題分析）	
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 実施：中央区、新宿区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	27年9月本会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」（自民・茂木区議）
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-57	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者相談支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	佐藤
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-16-02	障がい者相談支援事業運営費					
事務事業の種類	● 新規事業（○ 28年度 ● 27年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業			
開始年度	○ 昭和 ● 平成	27年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	精神障がい者相談支援事業所（委託）において、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に応じるとともに、区及び関係機関と連携の上、専門的な相談支援を要する支援困難者への対応を行う。区及び区立精神障害者地域生活支援センターを含めた精神障がい者相談支援体制を確立することにより、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行っていく。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者及びその家族等						
内容	<p>(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④権利擁護のために必要な援助 ⑤障がい者のニーズや状況に応じた専門機関の紹介 ⑥その他、地域生活において障がい者が必要とする相談支援に関すること <p>(2) 区及び関係機関と連携し、訪問相談を含めたきめ細かいサービスの提供を行うとともに、専門的な相談支援を要する困難ケース等にも対応する。</p>						
経過	平成26年 報償費・需用費（委員会経費）、委託料の予算案を決定。 平成27年 選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより事業者を選定。 平成28年2月 荒川区精神障がい者相談支援事業所「コンパス」開設。						
必要性	年々増加している精神障がい者のこころの安定・回復及び社会生活の支援のため、必要な事業である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 委託先 一般社団法人ソラティオ						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額					-	0	19,591
①決算額（28年度は見込み）					-	0	6,448	24,631
②人件費等							4,233	
③減価償却費							1,877	
【事務分担量】（%）							55	
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	12,558	24,631
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	0	0	12,558	24,631
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	1日平均相談件数（面接・電話計）						9	10

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			報償費	委員謝礼他	139	報償費	診断謝礼	119
			需用費	食糧費	2	委託料	運営費	24,512
			委託料	運営費	6,308			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 利用総延べ件数（件）			121	1,250	1,250	※27年度は2ヵ月分
	② 利用実人数（人）			58	350	350	
	③						

（問題点・課題分析）	区及び区立精神障害者地域生活支援センターと連携の上、精神障害者の相談支援体制を確立していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成27年夏頃に事業所を開設し、関係機関と連携の上、訪問相談を中心に実施していく。	平成27年2月に荒川区精神障がい者相談支援事業所「コンパス」を開設し、訪問相談を中心に実施している。	関係機関と連携しながら、事業所についての周知にも力を入れ、利用者増につなげる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進していく。

況議 （要旨） 問 状	平成27年2月会議 「アゼリアでの相談支援は充足しているのか。新たな地域活動支援センターの進捗状況は？」（公明：吉田区議）／27年6月本会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」（自民・茂木区議）／平成27年予特 「精神障がい者の相談はアゼリアだけでは足りない、と繰り返し要望してきた。相談体制の充実は一つだが、相談が多ければサービスを提供する場も必要になる。施設についても対応を。相談の施設については早期に実現するよう努力をお願いする。」（共産：小島区議）
----------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-58	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神保健福祉事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
							2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-17-01	精神保健福祉事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 41年度		根拠	精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。						
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,500人）その家族、関係者。						
内容	1 予防と健康の保持増進 (1) 普及啓発：講演会（年2回）、ひきこもり家族教室（年8回） 依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及 (2) 相談：こころの健康相談（年48回）、思春期・ひきこもり心理相談（年24回） 統合失調症家族教室（年4回）、保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時） 2 保護 警察官通報（精神保健福祉法第23条）、区長同意、移送 3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援 精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施 4 精神施設利用者交流 スポーツ交流会（年1回）						
経過	平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管 平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた 平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報→23条通報 平成28年度 精神保健福祉事業の普及啓発・相談事業については、荒川保健所健康推進課へ移管。						
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	2,726	2,461	2,500	2,499	2,479	2,498	330	
①決算額（28年度は見込み）	2,373	2,279	2,443	2,469	2,443	2,395	330	
②人件費等	10,028	11,857	10,905	10,559	10,396	17,227		
③減価償却費	3,341	4,354	4,260	4,732	4,877	8,362		
【事務分担当量】（%）	115	140	132	140	150	245		
合計（①+②+③）	15,742	18,490	17,608	17,760	17,716	27,984	330	
特定財源	国	0	0	0				
	都	250	193	224	222	224	230	
	その他							
	一般財源	15,492	18,297	17,384	17,538	17,492	27,754	287
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	区長同意・解除（人数）	98	73	59	75	27	20	15
	警察官23条通報（件数）	37	28	33	43	47	55	60
	相談者数（精神科医・臨床心理士）	164	206	211	196	261	251	-
	ホームヘルプ講座参加者（延人数）	98	-	93	140	131	53	60

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	精神科医師・臨床心理士	1,861	賃金	精神科医師・臨床心理士	1,834	報償費	精神科医師・臨床心理士	125
報償費	講演会講師謝礼	341	報償費	講演会講師謝礼	323	需用費	消耗品等	54
需用費	消耗品等	91	需用費	消耗品等	89	役務費	保険料	9
役務費	保険料	9	役務費	保険料	9	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	22
使用料等	スポーツ交流・講演会会場	21	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	21	負担金補助等	家族会補助	120
負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 精神科医師・臨床心理士相談者（延べ人数）	196	261	253	-	-	平成28年度より荒川保健所健康推進課に事務移管
	② 保健師による相談者（延べ人数）	9,144	8,706	8,427	-	-	平成29年度より荒川保健所健康推進課に事務移管
	③ 家族教室参加者（延べ人数）	86	85	113	-	-	平成30年度より荒川保健所健康推進課に事務移管

（問題点・課題分析）	組織の育成等や、施設の交流の充実をはかる。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日々の相談を受けるなかで、精神保健の普及啓発に反映していく。	家族、相談員等からの相談の充実に努めた。	組織の育成や施設の交流等の充実をはかる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要旨） 会質 問状	27年11月本会議 「引きこもり対策について（実態調査の実施・総合支援）」（共産：齊藤区議）
------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-59	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	与儀
				内線	2378		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-17-02	精神保健福祉連絡協議会運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		5年度	根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。						
対象者等	協議会は、福祉部長・健康部長・精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・社会復帰施設・商店街連合会の推薦などで委員を構成し、精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者が参加する。						
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 (1) 精神保健福祉活動の推進に関すること (2) 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること (3) 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること (4) 自助グループ、協力団体等の育成に関すること (5) その他、協議会会長が必要と認める事項 2 精神保健福祉ネットワーク会議は、精神保健福祉の最新情報・事例検討・施設紹介などの情報交換を通して、関係機関相互の「顔の見えるネットワークづくり」をめざす。						
経過	平成8年度 酒害相談を開始し、関係機関のネットワークを構築するため、酒害相談関係機関連絡会を開始した。 平成11年度 東京都から薬物相談関係機関強化のためのモデル事業の委託を受け、薬物相談関係機関連絡会を発足させた。 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会として開始した。 平成17年度 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化し、精神保健福祉ネットワーク会議として位置付けて実施している。また、精神保健福祉連絡協議会の委員の見直しに伴い、要綱・要領を改正し、支援センターアゼリアの代表を加えた。						
必要性							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 連協の委員任期 平成26年4月～平成29年3月 年間1回の実施 2 ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関等関係機関への実務担当者の参加を呼びかけている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	173	186	177	177	179	202	193	
①決算額（28年度は見込み）	138	169	126	127	106	106	193	
②人件費等	3,104	3,933	5,498	4,339	3,739	5,531		
③減価償却費	1,113	1,866	2,582	2,535	2,276	3,072		
【事務分担量】（%）	39	60	80	75	70	90		
合計（①+②+③）	4,355	5,968	8,206	7,001	6,121	8,709	193	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	4,355	5,968	8,206	7,001	6,121	8,709	193	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
連絡協議会開催(回数)	1	1	1	1	1	1	1	
ネットワーク会議(回数)	4	4	4	4	4	4	4	
ネットワーク会議参加者(人数)	130	193	201	201	164	173	200	
参加団体数	42	44	50	52	56	58	60	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	外部委員・講師謝礼	100	報償費	外部委員・講師謝礼	104	報償費	外部委員・講師謝礼	173
需用費	食糧費	2	需用費	食糧費	2	需用費	食糧費	4
使用料等	会議室使用料	4				使用料等	会議室使用料	16

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 精神保健福祉ネットワーク 会議参加者数	201	164	173	200	200	—
	② 精神保健福祉ネットワーク 会議参加団体数	52	56	58	60	60	—
	③						

（問題点・課題 指標分析）	1 精神障害者に対し、精神保健福祉に関する行政と関係機関同士の連携した支援を円滑に遂行できるようネットワーク会議を実施している。参加団体数は年増加しており、参加者のニーズを把握することを目的にアンケートを実施している。
	2 28年度の組織改正により、精神保健福祉相談事業が健康推進課に移管となったため、関係各課・機関との連携により情報収集に努め、地域精神保健福祉活動に求められている課題の収集に努め、事業を企画する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	精神障がい者のニーズが高いテーマである就労支援、関連施設の情報、子育て世代のメンタルヘルス問題などに取り組む予定。	参加団体のニーズにあったテーマ設定や、参加者を講師としたことで、情報交換の場と地域精神保健の情報交差点の役割を担った。	精神障がい者のデイケアや救命救急医療機関に搬送された精神障がい者への支援、福祉制度等をテーマに実施する。
②	精神保健福祉の関係団体は年々増加しており、参加団体相互の交流を図る場としての活用を図る。	地域精神活動を実施する中で、新たにネットワーク会議への参加を勧めたところ、実践に役立つ取り組みであるとの評価を得た。	精神保健福祉の現場の声を反映できるよう情報を収集し、ネットワークの輪を拡げるために引き続きアンケートを実施する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	関係機関のネットワークを充実させ、事例の多様化に対応する。

況議 （要 旨） 問 状	なし
--------------------------	----

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-61	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自殺予防対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	与儀
				内線	2378		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-17-03	自殺予防事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠法令等	自殺対策基本法、精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	自殺予防事業として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれるおそれのある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、支えることができるよう、自殺予防のための全庁的な取り組みとする。						
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員						
内容	1 普及啓発活動 ①荒川区自殺予防事業手引き・こころと命のカード・bondカード・ポケットティッシュを配布 ②区民及び関係者向け講演会の開催 ③関係各課が実施するイベントや図書館・区民ギャラリー等で普及啓発活動を実施 2 人材養成 ゲートキーパー研修・ゲートキーパーフォローアップ研修・依頼によるゲートキーパー研修の実施 3 関係機関との連携 実務担当者連絡会・自殺未遂者支援連絡会の開催 4 自殺未遂者への支援 日本医科大学・東京女子医大東医療センター・その他の関係機関と連携し自殺未遂者の支援を実施 5 若年世代の自殺予防相談事業を実施						
経過	平成18年10月 自殺対策基本法成立 平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催 平成22年度 全管理職・区議会議員・職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 日本医科大学・NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携し、自殺未遂者の支援を開始 自殺予防実務担当者連絡会と自殺未遂者支援連絡会を実施 平成23年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表 平成24年度 東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者支援を開始 平成26年度 若年世代の自殺予防相談事業を実施（委託事業） 平成28年4月 自殺対策基本法の改正						
必要性	尊い命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・ただし、若年世代の自殺予防相談事業については、平成26年度よりNPO法人bond Projectに委託。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		2,062	6,542	1,863	1,681	5,143	4,639	4,169	
①決算額（28年度は見込み）		1,038	5,441	1,511	1,128	4,771	3,978	4,169	
②人件費等		10,464	16,879	16,082	13,163	8,455	7,822		
③減価償却費		3,486	7,464	7,583	7,774	5,364	5,120		
【事務分担当量】（%）		120	240	235	230	165	150		
合計（①+②+③）		14,988	29,784	25,176	22,065	18,590	16,920	4,169	
特定財源	国								
	都	地域自殺対策緊急強化基金	913	5,441	1,510	1,127	4,748	3,680	2,000
	その他								
一般財源		14,075	24,343	23,666	20,938	13,842	13,240	2,169	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	うつ病セミナー参加者（人数）	0	-	-	-	-	-	-	
	ゲートキーパー研修会参加者（人数）	153	583	542	550	304	494	500	
	多分野合同研修参加者（人数）	-	-	-	-	-	-	-	
自殺予防講演会参加者数（人数）	156	167	184	94	135	76	100		

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	532	報償費	講師謝礼	359	報償費	講師謝礼	382
需用費	印刷製本・消耗品	593	需用費	印刷製本・消耗品	377	需用費	印刷製本・消耗品	497
委託料	若年者の自殺予防対策等	3,622	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,242	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,243
使用料等	会場使用料	25				使用料	会場使用料	47

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 自殺関連相談（件数）	158	158	151	158	130	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数
	② 自殺者（人数）	39	38	42	39	36	警察庁統計による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照
	③ ゲートキーパー研修受講者（人数）	630	304	494	500	450	区職員対象の研修と区民団体からの依頼による受講者数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 全国及び都の自殺者数は減少しているが、区においては増減を繰り返している。 区においては20歳～30歳代の死因のトップは自殺であり、若年世代の自殺予防の取り組みを引き続き実施する必要がある。 高度救命医療機関や関係機関からの連絡により、子育て世代の自殺未遂者と既遂者の連絡が入るようになったが、自殺のサインに気づいた時に繋げるといった視点を持った職員や区民はまだ少ない。 自殺未遂者の支援は実施しているが、自死遺族支援は不十分である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	職員だけでなく、一般区民を対象としたゲートキーパー研修を実施し、全区的な取り組みをめざす。	更生保護女性会との連携により、自殺予防の情報提供を実施したが、その他の団体からの依頼はなく、積極的な周知活動が必要であった。	関係機関と連携し、団体へのゲートキーパー研修を実施できるよう働きかける。
②	引き続き、教育委員会指導室と連携し、教員対象のゲートキーパー研修を実施する。	教育委員会からの依頼で、若年世代の自殺予防についてbond Projectの講演とグループワークを実施した。	児童思春期のメンタルヘルスと自殺予防を主題に研修を行うが、管理的立場の教員だけでなく全教職員に受講を勧める。
③	自殺予防実務担当者連絡会で周知をし、職員や区民が手に取りやすい場所として洗面所等にカードを置く試みを行う。	普及啓発活動の一環として、こころと命のカードとbondカードを関係機関や特別展示コーナーで配布した。	首都大学東京健康福祉学部等と連携して、若者に焦点をあてた自殺予防活動を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」（自民：北城区議）
	22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」（公明：萩野区議）
	28年2月本会議 「心のケア対策（大学病院と連携した自殺未遂者対策及び心の病に関する施策）について」（自民：志村区議）

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	食糧費	27	委託料	事業費・事務費・管理費	22,970	委託料	事業費・事務費・管理費	23,525
委託料	事業費・事務費・管理費	22,666						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 登録者数（人）	363	405	417	420	435	—
	② 新規就職者数（人）	28	28	28	29	40	—
	③ 就労継続者数（人）	187	199	210	215	215	—

（問題点・課題分析）	①現在の「じよぶ・あらかわ」登録者は増加傾向にあり、特に精神障害者や発達障害者等が増えている。登録者1人1人にあつた対応が必要であるといえる。②就労継続者数の増加しており、今後も職場定着に向け、対応や支援を継続して行っていく。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ハローワークや就労支援課等の関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援を行っていく。	登録者に対してきめ細やかな支援を行った事で就労継続者数が増加につながった。	障がい特性や1人1人の障がいにあつた生活支援や就労支援を行い、企業、関係機関、本人、家族とも連携をしていく。
②	特別支援学校とじよぶ・あらかわの他、ハローワーク足立等連携をしていく。	ハローワーク足立障害者就労支援連絡会等関係機関の連携を行い、情報の共有を行った。	継続してハローワークや障害者就労支援関係機関と連携し、情報共有や意見交換等を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	障がい者の就労に向けて安定した施設運営を支援する。

況議 （要旨） 会 質 問 状	28年2月本会議 「障がい者の自立への支援について（就労支援の充実）」（自民：菅谷区議）
--------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-63	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	廣田
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-18-02	障害者雇用支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障がい者就労促進事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。						
対象者等	①障がい者を雇用している法人等 ②就労を希望する障がい者 ③区内の特例子会社						
内容	①障がい者就労促進事業 【障がい者就労講習】清掃訓練、施設受付訓練、喫茶補助訓練、パソコン講習、事務補助講習を実施。 【ジョブコーチ派遣】区が認めた障がい者を雇用する企業に、最長3年間ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する。 ②障がい者雇用支援補助：他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が障がい者雇用において必要な環境整備を行った際の費用の一部を補助する。 【対象経費】店舗等の借上げ経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等。 【補助率】1/2 【補助金上限額】障がい者雇用（新規）一人あたり…年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり…年額100,000円 ③特例子会社支援：クリナップハートフル㈱に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。						
経過	平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始 平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始 平成23年 7月 事務補助訓練開始 平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了 平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定 平成26年 4月 実地訓練としての事務補助訓練開始（以降毎年改定）						
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【補助金交付・特例子会社支援】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		15,841	13,563	12,263	10,294	10,347	9,867	9,819
①決算額（28年度は見込み）		10,004	9,049	9,416	8,292	9,120	8,964	9,819	
②人件費等		3,471	3,388	4,461	4,242	2,318	2,309		
③減価償却費		1,453	1,244	1,743	1,724	975	1,024		
【事務分担当量】（%）		50	40	54	51	30	30		
合計（①+②+③）		14,928	13,681	15,620	14,258	12,413	12,297	9,819	
特定財源	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	5,194	4,676	5,092	4,157	4,886	4,714	4,714
	その他								
一般財源		9,734	9,005	10,528	10,101	7,527	7,583	5,105	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	手話通訳者派遣（回）	1	4	3	3	0	0	3	
	補助対象事業者（法人）	1	1	1	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	19	需用費	消耗品	3	需用費	消耗品	29
役務費	インターネット使用料	67	役務費	インターネット使用料	67	役務費	インターネット使用料	68
委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	9,034	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	8,894	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	9,722

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 訓練受講者数（人）	20	33	31	35	35	
	② 補助金算定対象障がい数（人）	0	0	0	0	0	補助対象団体が平成24年12月で事業終了
	③ 特例子会社数（社）	1	1	1	1	1	

（問題点・課題分析）	・障がい者就労訓練利用者は、4名就労することができたので、成果があった。今後も利用者の就労を実現していく。
	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 実施：新宿区、墨田区、目黒区、大田区、渋谷区、板橋区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい者就労訓練終了者の就労の拡大をはかるため、関係機関と連携を図る。	訓練終了後も訓練を行った業者、就労支援センター、所属している事業所等で情報を共有し、訓練生の状況把握や就労拡大に努めた。	就労訓練・講習で習得した技能等を生かした職場での就労に向け、支援機関が連携を図り訓練修了者の一般就労を推進する。
②	パソコン講習やビジネスマナー講習について、拡大していく。	パソコン講習やビジネスマナー講習を区報や支援機関に積極的に周知することにより、就労の機会の拡大となった。	引き続き関係機関と連携し積極的に周知を行い、就労の機会の拡大を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である。

況議 （要 旨） 問 状	27年6月本会議 「障害者雇用と長期勤続表彰について（障害者の就労支援への区の見解・長期勤続表彰の事業継続）」（自民・茂木区議）
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-64	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	廣田
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-18-03	作業所等経営ネットワーク支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠				
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。						
対象者等	区内作業所（14カ所） 内訳：知的6カ所・精神7カ所・身体1カ所						
内容	<p>【概要】</p> <p>現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ・自主製品の開発及び販路の拡大 ・作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布 						
経過	<p>平成21年度 事業開始</p> <p>平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり）</p> <p>平成24年度 作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお）</p> <p>平成25年度 作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2）※最終年度</p> <p>平成26年度 就労支援施設経営研修実施</p> <p>平成27年度 就労支援施設経営研修実施</p>						
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）</p> <p>平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		5,193	8,627	8,587	8,709	5,795	6,066	6,053
①決算額（28年度は見込み）		5,113	8,483	8,508	8,581	5,551	5,906	6,053	
②人件費等		7,745	2,541	3,304	2,911	2,318	2,309		
③減価償却費		6,827	933	1,291	1,183	975	1,024		
【事務分担当量】（%）		235	30	40	35	30	30		
合計（①+②+③）		19,685	11,957	13,103	12,675	8,844	9,239	6,053	
特定財源の推移	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	5,113	8,448	3,500	4,307	2,599	2,894	2,885
	その他								
	一般財源		14,572	3,509	9,603	8,368	6,245	6,345	3,168
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	区内作業所の平均月額工賃	10,036	10,581	10,888	12,372	11,814	12,449	12,500	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤2名	4,365	報酬	非常勤2名	4,499	報酬	非常勤2名	4,533
共済費	共済費	628	共済費	共済費	641	共済費	共済費	657
報償費	講師謝礼	10	報償費	講師謝礼	25	旅費	発注企業開拓	86
旅費	発注企業開拓	73	旅費	発注企業開拓	56	需用費	消耗品	10
委託料	ネットワークセミナー業務委託	473	委託料	ネットワークセミナー業務委託	686	役務費	講師謝礼	78
使用料等	会場使用料	3				委託料	ネットワークセミナー業務委託	686
						使用料等	会場使用料	3

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 区内作業所の平均月額工賃(円)	12,372	11,814	12,449	12,500	12,400	—
	② —						—
	③ —						—

問題点・課題 (指標分析)	① 経済状況の変化により、作業工賃は上昇することは、難しい状況である。しかし、多量、納期が短い作業にも各作業所が協力し、共同受注していく芽が出てきたので、今後はより広げていくことが必要である。
	② 各作業所がこれまでの作業にこだわらず、受注可能な高い工賃の作業にシフトすること。 ③ 紹介した仕事を利用者の状況に適していないと断る作業所があるが、積極的に受託し出来るよう、職員の作業工夫やほかの作業所等に依頼やお願いするなどして仕事を受けられるようにし、工賃向上につなげていく。
他区の実況	(実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区) 実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	作業所に積極的な作業の受託を促し、工賃向上につなげる。	就労支援施設経営研修で、他区事業所の工賃向上に向けたノウハウや成功事例の研修を学び、作業所の職員の意識向上を図った。	就労支援施設経営研修を行い、更なる作業所職員や管理者の意識向上を図り、作業所への作業受託を促し工賃向上に繋げる。
②	他の自主生産品も可能な範囲で内容の変更を検討する。	あさがおのパンやひまわりのパウンドケーキは、季節限定品を作り常に新しい商品の開発や工夫を行った。	引き続き新しい自主製品の開発や、製品の改良、工夫等を行い、売り上げを伸ばせるようにする。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る。

況議 (要旨) 会質 問状	28年2月本会議 「障がい者の自立への支援について（就労支援の充実）」（自民：菅谷区議）
------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員謝礼	537	報償費	委員謝礼	481	報償費	委員謝礼	610
需用費	食糧費	14	需用費	食糧費	14	旅費	費用弁償	12
委託料	介助者委託	176	委託料	介助者委託	184	需用費	食糧費	14
						委託料	介助者委託	189

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	-						-
②	-						-
③	-						-

（問題点・課題 指標分析）	障がい者の法に係る国等の動向を注視する必要がある。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	定期的に協議会を実施する。	年4回実施をすることができた。	引き続き定期的に協議会を開催する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況（要旨） 議 会 質 問 状	
--------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-66	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者プラン策定事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	廣田
							2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-19-97	障害者計画等策定事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	16年度	根拠	障害者基本法「市町村の障害者計画策定に関する指針について」、障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。						
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成28年5月31日現在対象者全数 10,323人（*荒川区保健福祉月報） （身体障がい者7,153人 知的障がい者1,371人 精神障がい者1,799人）						
内容	荒川区障がい者プラン及び障がい福祉計画について、国の指針に基づき定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、改定する。						
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プラン策定 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プラン策定に併せて第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度まで）を策定 平成21年3月 第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）策定 平成23年2月 障がい者プランのための実態調査実施 平成24年3月 平成24年度から平成29年度までの障がい者プラン策定に併せて第3期障がい福祉計画（平成24年度～26年度まで）策定 平成25年4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法 平成27年3月 第4期障がい福祉計画（平成27～29年度まで）策定						
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		4,116	1,018	0	0	1,034	0
①決算額（28年度は見込み）		2,715	626	0	0	543	-	
②人件費等		2,756	10,163	578	416	5,021	770	
③減価償却費		1,017	3,732	226	169	2,113	341	
【事務分担量】（%）		35	120	7	5	65	10	
合計（①+②+③）		6,488	14,521	804	585	7,677	1,111	0
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		6,488	14,521	804	585	7,677	1,111
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	障害者実態調査対象者数	9300						

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員謝礼	395						
需用費	食糧費	11						
委託料	議事録作成等	137						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	①-						-
	②-						-
	③-						-

（問題点・課題 指標分析）	-
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 策定委員の身体介護について委託を行っている。
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	平成29年度に第4期障がい者プラン及び第5期障がい者福祉計画を策定する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	推進	平成29年度に策定する第4期障がい者プラン及び第5期障がい者福祉計画の準備を継続する。

況 （要旨） 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	診断書料等	102	需用費	消耗品費他	278	報償費	弁護士報酬他	1,052
負担金補助等	GH設置補助	8,311	役務費	診断書料等	432	需用費	消耗品費他	26
公課費	申立費用等	3	負担金補助等	GH設置補助	6,354	役務費	診断書料等	1,474
						使用料等	会場使用料	17
						負担金補助等	GH設置補助	12,000
						扶助費	後見人等報酬助成	1,080
						公課費	申立費用等	19

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① GH誘致数（床）	7	20	16	7	20	平成27年度現在148床設置
	② 区長申立て件数（件）	1	1	0	3	3	
	③ ライフプラン相談件数			52	156	156	27年度は4か月間のみ実施

（問題点・課題分析）	居住の場としてGHが必要とされているが、利用に伴う契約行為や金銭管理等の権利擁護についても制度等の周知をしていく必要がある。
	ライフプラン事業について障がい者やその家族、事業者に対して周知を行い、軌道に乗せる必要がある。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 国の「地域生活支援事業実施要綱」を根拠とする成年後見制度申立て及び成年後見人等の報酬助成を実施している。（直営か委託かは区ごとに異なる。） ライフプラン事業については他区実施は無。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ライフプラン事業が軌道に乗るよう、利用者・事業者等に周知を図る。ライフプランナーの育成の向上を図る。	冊子及びパンフレットを作成し、ライフプラン事業についての周知を行なった。	継続してライフプラン事業の周知を行なう。
②	成年後見制度の更なる周知をしていく。	成年後見制度が必要なケースには、個々にパンフレットなどを活用しながら周知を行なった。	成年後見制度について継続して周知を行なう。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。

況議 （要 旨） 問 状	27年6月本会議 「地域福祉事業への支援について（グループホーム建設に対する区補助金の拡大）」の充実（元気：齊藤区議）、「グループホームの今後について」（自民：茂木区議）
	28年2月本会議 「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」（自民：菅谷区議）

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-70	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者虐待防止・差別解消事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	萩原 内線 2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-22-01	障がい者虐待防止・差別解消事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 24年度		根拠	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	【虐待防止】 障がい者虐待の防止等の施策を推進し、障がい者の権利利益の擁護に資する。 【差別解消】 障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現につなげる。						
対象者等	虐待・差別を受けた又は受けたとされる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、民間事業者、区役所職員、虐待の通報・差別の相談の担い手としての区民						
内容	【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】 ①通報・届出・相談→②区による事実確認→③対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言）→④必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施（青年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト（自己放任）対応含む） 【差別解消相談受理・事実確認等の体制整備】 ①相談→②区による事実確認→③関係部署及び関係事業者への助言・指導→④必要に応じて自立支援協議会にかけ、改善策等を諮る。 【関係職員の資質向上】 資質向上のための研修等 【広報・普及啓発】 区民や関係者等に対して広報・啓発を実施する。						
経過	平成24年10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置 平成25年12月 休日・夜間障がい者虐待通報受付（コールセンター）委託開始 平成28年3月 荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定 平成28年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 差別解消相談窓口を障害者福祉課に設置 休日・夜間障がい者差別解消相談受付（コールセンター）委託開始						
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止及び差別の解消は極めて重要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 休日・夜間の障がい者虐待通報受付及び障がい者差別解消相談受付（コールセンター業務）は民間事業者へ委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額					1,990	2,111	1,701	2,453
①決算額（28年度は見込み）					634	583	415	2,453
②人件費等			3,304	2,640	2,079	3,617		
③減価償却費			1,291	1,183	975	1,604		
【事務分担量】（%）			40	35	30	47		
合計（①+②+③）		0	0	4,595	4,457	3,637	5,636	2,453
特定財源	国				754	163	111	457
	都					81	55	228
	その他							
	一般財源	0	0	4,595	3,703	3,393	5,470	1,768
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	虐待通報受理件数（件）			5	1	8	3	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会謝礼	13	報償費	講演会謝礼	26	報償費	講演会謝礼	219
需用費	虐待防止対応手引き等	146	委託料	コールセンター委託料	389	需用費	パンフレット他	672
役務費	弁護士相談料	26				役務費	弁護士相談料	816
委託料	コールセンター委託料	393				委託料	コールセンター委託料	739
使用料等	会場使用料	4				使用料等	会場使用料	7

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 虐待通報受理件数（件）	1	8	3	2	0	—
	② —						—
	③ —						—

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き障がい者虐待の通報義務・救済制度等について、広く区民・関係者に周知する必要がある。 関係事業所等については、虐待防止のための研修等を行い、さらに意識を高めていく必要がある。 差別解消法について、区民及び事業者等に周知を図ることが必要である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい者虐待防止の浸透のため、広く一般区民に向けた講演会等を実施する。	平成28年1月に障がい者福祉事業従事者や民生委員等を対象とした障がい者虐待防止講演会を実施した。	障がい者差別解消の普及啓発のため、区民等を対象とした講演会を実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要質 問状）	28年2月本会議 瀬野区議	「障害者差別解消法の四月施行に向けて（差別事案アンケートの実施）」（民進・市民：瀬野区議） 「障害者差別解消法について（①区として『差別の定義』『合理性配慮』の内容を明らかにし、民間協力を積極的に働きかけ、区内の課題の総点検を行うこと。②障害者差別解消法に基づく障害者福祉課相談窓口での対応について）」（共産：横山区議）
	28年6月本会議	

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-71	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	塚原 内線 414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	相談事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	身体障害者福祉法、荒川区立心身障害者福祉センター条例等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	区内在住の障がい児者等が、福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する問題解決を図れるように援助するとともに、地域での社会参加を支援する。また、地域の人たちが、障がい者に対する理解を深められるように、啓発活動を行う。						
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者						
内容	<p>【相談】①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ、適切な問題解決を図れるように援助する。②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。④障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区特別支援児保育事業実施要綱第8条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H28.1月時点で3サークル）</p> <p>【地域啓発事業】施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>						
経過	<p>昭和48年 6月 事業開始</p> <p>平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。</p> <p>平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。</p> <p>平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。</p> <p>平成22年 4月 就学後の相談事業を拡大するため、コーディネーター2名を配置する。</p>						
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>1. 相談は福祉職と看護師で対応する。</p> <p>2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		5,553	5,557	5,509	6,472	4,440	4,341	6,872
①決算額（28年度は見込み）		5,425	5,441	5,366	4,260	4,405	4,303	6,872	
②人件費等		39,837	22,019	16,059	16,052	15,782	17,368		
③減価償却費		25,419	8,086	7,358	6,523	9,330	10,034		
【事務分担当量】（%）		875	260	228	193	287	294		
合計（①+②+③）		70,681	35,546	28,783	26,835	29,517	31,705	6,872	
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	429	380		156	157	99	0
	都	障害者地域生活支援事業補助金	215	190		78	78	49	0
	その他								
	一般財源		70,037	34,976	28,783	26,601	29,282	31,557	6,872
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	一般相談及び医学相談（件数）	302	340	308	362	307	359	360	
	各サークル活動実施状況（回数）	38	34	35	36	52	84	90	
	心理相談（件数）	303	355	462	525	368	431	450	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤看護師等	3,823	報酬	非常勤看護師等	3,823	報酬	非常勤看護師等	5,736
共済費	社会保険料	261	共済費	社会保険料	257	共済費	社会保険料	647
旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	3
需用費	食糧費等	232	需用費	食糧費等	223	需用費	食糧費等	283
備品購入費	AED購入費	89				役務費	ボランティア保険費	3
						備品購入費	知能検査用具購入費	200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 一般相談及び医学相談（件）	362	353	359	360	370	23年度から心理職増員により受入枠増
	② 心理相談（件）	525	368	431	450	410	26年度より幼児の心理相談を療育につなげたので、相談件数減
	③ 各サークル活動回数（回）	36	31	84	90	100	27年度よりサークルが増えたので活動回数増

（問題点・課題分析）	・より幅広く相談を受けるために、他機関との連携を強化していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	様々なジャンルのセミナーや講演会を企画し、たんぽぽセンターの情報を提供していく。	地域の医療機関等へ訪問し、たんぽぽセンターの情報を提供することにより、相談につながるケースの掘り起しをした。	講演会等を開催し、たんぽぽセンターについて広く区民に情報発信していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る。

況議 （要旨） 会質 問状	27年6月本会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」（自民・茂木区議）
------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-72	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	塚原 内線 414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-02	機能訓練事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区立心身障害者福祉センター条例			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。 						
内容	<p>【地域活動支援センターⅡ型事業】</p> <p>肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施（定員8人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由：火 午前 1コース/週 ・言語：月・水 午後 2コース/週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週 <p>中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後 <p>【健康増進法に基づく事業】 リハビリ講習会（定員各コース20人）1コース10回 年間3コース実施</p>						
経過	<p>昭和48年 心身障害者福祉センター開所。指導訓練部門として発足。</p> <p>平成15年 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成17年 若年中途障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成18年 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>平成20年 老人保健法→健康増進法。送迎用リフト付き車両による送迎開始。</p> <p>平成23年 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。</p> <p>平成27年 言語訓練グループ利用者が自主グループで活動を開始し一部利用者が移行した。</p>						
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 各訓練毎に、専門職がチームを組み支援を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度							
	予算額	6,310	15,962	13,714	13,656	13,949	14,281	14,283
①決算額（28年度は見込み）	3,145	12,563	12,142	12,881	12,013	12,616	14,283	
②人件費等	16,621	13,974	14,172	14,996	16,008	16,448		
③減価償却費	7,117	5,132	5,970	7,064	7,640	8,533		
【事務分担量】（%）	245	165	185	209	235	250		
合計（①+②+③）	26,883	31,669	32,284	34,941	35,661	37,597	14,283	
特定財源	国		649	607	685	664	640	0
	都	2,536	3,467	4,501	4,587	3,205	320	0
	その他							
	一般財源	24,347	27,553	27,176	29,669	31,792	36,637	14,283
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	延べ利用人数（人）	2,130	2,691	2,890	2,845	2,808	2,498	2,800
	訓練在籍実人数（人）	90	94	94	96	99	103	105

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬等	7,698	報酬	非常勤報酬等	8,304	報酬	非常勤報酬等	8,366
共済費	社会保険料	1,065	共済費	社会保険料	1,152	共済費	社会保険料	1,167
報償費	講師謝礼	620	報償費	講師謝礼	620	報償費	講師謝礼	620
旅費	旅費	11	旅費	旅費	10	旅費	旅費	41
需用費	消耗品等	203	需用費	消耗品等	178	需用費	消耗品等	226
扶助費	送迎車両雇上	2,414	委託料	点検委託費	91	扶助費	送迎車両雇上	3,863
			扶助費	送迎車両雇上	2,261			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 訓練在籍実人数（人）	96	99	103	105	105	
	② 高次脳機能障がい者在籍実人数（人）	12	12	13	15	15	23年度より高次脳機能障害に特化したグループ開始
	③						

（問題点・課題分析）	・他機関や地域での自立した生活に移行している利用者が増加しているため、グループワークの利用者数が減少傾向である。今後、新規に受け入れる利用者のニーズの掘り起しが必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域での自立生活に向けての支援を強化していく。	自主サークルの立ち上げ支援及び就労移行支援など積極的な取り組みが行えた。	さらなる社会資源の充実のためサークル育成に取り組むとともに、潜在的ニーズの掘り起しをしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	21年決特	高次脳機能障がい者に対する支援について（自民：須永区議）
	21年四定	高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について（公明：保坂区議）

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-30	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	薬物・酒害対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	後藤	担当者名	稲葉
				内線	432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-08-02	薬物・酒害対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		8年度	根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画、精神保健福祉法		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内		○都基準内	●区独自基準	計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	①薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する。 ②薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。						
対象者等	①相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 ②区関係部署と更生保護施設等や小中学校との連携						
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各月1回相談員2名） <予約が必要であり、各回3名まで相談できます> 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会（年間1回） 薬物乱用予防教育（年間8校）						
経過	平成13年2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（ワン・ステップ）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談員を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 平成18年度 薬物乱用予防教育は障害者福祉課に移管。 平成20年度 東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。 平成28年度 薬物・酒害対策事業を荒川保健所健康推進課へ移管。						
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人のみでは限界があり、専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） ①薬物・酒害相談：専門的な支援と依存症からの回復モデルを示す支援体制。精神ネットワーク会議を活用し、精度を高める。②薬物乱用防止対策：薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,204	1,208	1,204	1,202	1,212	1,222
①決算額（28年度は見込み）		1,093	985	1,105	1,086	1,179	1,116	1,221
②人件費等		3,104	4,235	2,974	3,056	2,999	2,998	
③減価償却費		1,138	1,555	1,162	1,352	1,463	1,536	
【事務分担当量】（%）		39	50	36	40	45	45	
合計（①+②+③）		5,335	6,775	5,241	5,494	5,641	5,650	1,221
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		5,335	6,775	5,241	5,494	5,641	5,650
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	相談者延数（医師等専門相談）	59	61	79	61	52	52	60
	薬物酒害相談開催（回数）	23	23	23	24	23	24	24
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	6	3	4	3	7	6	8

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	医師雇上・民間相談員	992	賃金	医師雇上・民間相談員	937	賃金	医師雇上・民間相談員	1,020
報償費	講演会講師謝礼他	156	報償費	講演会講師謝礼他	153	報償費	講演会講師謝礼他	86
需用費	消耗品等	25	需用費	消耗品等	26	需用費	消耗品等	29
使用料等	講演会場使用料	5				役務費	予防教室講師手数料	80
						使用料	講演会会場使用料	6

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 医師等専門相談者延べ人数	61	52	46	60		—
	② 保健師による相談者延べ数	663	448	537	500		—
	③ —						—

（問題点・課題分析）	様々な依存症について関係機関等と連携し、予防の普及啓発を進めていく必要がある。
	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、豊島区
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	危険ドラッグの予防に取り組めるよう、薬物乱用予防教育に積極的に取り組む。	参加校も徐々に増加し、積極的な取り組みがあった。	荒川保健所健康推進課へ事務移管。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	平成28年度より荒川区保健所健康推進課に事務移管。

況（要旨）	議会質問状
-------	-------